

新たにスタート！



WAM助成(モデル事業分)

募集します！



詳細はWAMホームページに掲載

平成29年度モデル事業

「居場所」運営を通じた 子育て・子育ち環境向上事業

地域の実情や課題等に応じた、
民間ならではの柔軟で温かみのある
「居場所」運営を支援します！

助成金額 50万～700万



特徴1：
予め実施メニューが
示されています！

特徴2：
WAMが情報交換や
PRなどを支援します！

特徴3：
自己資金の
投入が必要ありません！

募集締め切り：平成29年2月3日（金）（書類必着）

*モデル事業とは

WAM助成の優良事業の中から、全国に普及させたい取り組みをモデル事業として選び、同様の活動を行う団体を募集することで全国各地に波及させるものです。新たに事業の立ち上げを考えている方や日ごろ抱えている課題に取り組むために活動の拡大・拡充を考えている方にご利用いただけます。

<問合せ先> 独立行政法人福祉医療機構 NPOリソースセンター NPO支援課
〒105-8486 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル9階
TEL03-3438-4756 FAX03-3438-0218

本事業の公募は、本来平成29年度予算が成立した後に行うべきものですが、できるだけ早期に事業を実施するために、予算成立前に行うことといたしました。そのため、予算の成立状況によっては、内容に変更が生じることがある点に留意してください。

必ず行うもの

本モデル事業ではこのような活動を募集します

子育て中の家庭を対象とした地域の「居場所」運営

「居場所」運営にあたっては、地域の実情や課題等に応じた、民間ならではの柔軟で温かみのある場作りを目指し、次の要件を満たす事業を募集します。

助成事業の要件

- 月4回以上の定期的な開催
- 地域の子育て課題に対応した居場所(※1)
- 気軽に相談が可能な運営体制とすること
- 子育て支援を目的とした講座・サロン等の開催(※2)
- 事業の確実な運営のため、連携団体等と連絡会を行うこと



必要に応じて行うもの

一緒に取り組むことで、居場所の効果を高めることができる以下の活動も必要に応じて助成の対象とすることができます。

○地域の子育ての課題に対応したサービス提供

訪問支援、子育て情報の配信サービスなど



○人材確保・育成支援

研修会、ボランティア等の育成など

○普及・啓発活動

イベントやシンポジウムの開催 リーフレットやハンドブック作成など

1 WAM助成を受けられる対象者

- NPO法人 ●社会福祉法人 ●医療法人 ●公益社会法人、公益財團法人
- 一般社団法人、一般財團法人(定款において残余財産を公益目的の法人に配分することを規定する法人に限る)
- その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う法人・団体

(次の法人・団体は助成対象者から除外)

- 国、地方公共団体、独立行政法人等
- 反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にある法人・団体
- 過去に法令等に違反する等の不正行為を行い、不正を行った年度の翌年度以降5年間を経過しない法人・団体
- 株式会社等の営利事業を目的に設立された法人・団体
- 役員(理事)が1人のみの法人・団体
- 監事を設置しない法人・団体(定款等に監事の設置規定がないものを含む)
- 役員会など意思決定を行うための組織について、運営規約等に定めがない団体

2 WAM助成の対象となる事業

本事業は、**地域連携支援事業及び助成テーマ「(9)妊娠・出産・育児に関する各段階の負担・悩み・不安を切れ目なく解消するための支援事業」として取り扱うこととします。**

(参考:地域連携支援事業)

○事業内容: 地域の多様な社会資源を活用し、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、社会福祉諸制度の対象外のニーズ、その他地域の様々な福祉のニーズに対応した地域に密着した事業(同一都道府県内)

○活動の範囲: 同一の都道府県内で活動する事業であること

○助成金額: 50万円~700万円

モデル事業の例

発達障害の傾向がみられ、近くの子育て広場では、他の子どもたちと馴染めず、居場所に行くことができない…孤立しがちな親子がいることが気になる…

◆事業概要◆

発達障害の傾向がみられる子ども(手帳の有無を問わず)の受け入れが可能である親子サロンを開催。あわせて農作業や園芸を通じた交流会や相談会を行った。

◆効果◆

今まで居場所に馴染めなかった子どもたちにとって地域の居場所ができた。また、親への相談支援も同時にすることで孤立の防止にもつながった。



地域の過疎化が進み、子育てについて近くに相談できる場所がない…誰かにちょっとした子育ての悩みを聞いてもらいたい…

◆事業概要◆

子育てがひと段落した女性たちによる高齢者支援団体と一緒に、高齢者や先輩ママたちが子育て中の母親の悩みを聞く手仕事サロンや相談会を開催。

ボランティアのスキルを向上させるために子育て支援の勉強会も一緒に行った。

◆効果◆

人口が減少し、担い手がなかなかいなかつたが、世代を越えた交流の場ができ、地域での見守りを目的とした居場所を作ることができた。高齢者の中には、サロンの担い手として役割を持つことで元気になった人もおり、世代間交流のメリットもみられた。



共働きのため平日の子育て広場にはなかなか行くことができない…身近に相談できる人がいたら…

◆事業概要◆

父親を対象とした料理教室やベビーマッサージ講座を行うなど、父親同士の交流会を開催。また、共働き世帯でも参加が可能な子育て支援サービスを知らせるため、リーフレットを作成し、情報発信を行った。

◆効果◆

父親の育児参加が進み、共働き世帯も利用できるサービスが新たに地域に生まれた。これまで地域でのつながりがあまりなかった子育て中の親同士の交流が生まれた。



3 WAM助成の対象となる経費

- 謝金 ●旅費(国内外旅費) ●借料損料(会場借料含) ●家賃
- 備品購入費 ●消耗品費(燃料費、食材費、会議費含) ●印刷製本費
- 通信運搬費 ●賃金 ●委託費 ●保険料 ●雑役務費 ●光熱水費

(注1)助成対象経費のうち、負担上限額が定められている経費がありますのでご注意ください。

(注2)助成対象経費であっても、その妥当性・必要性の判断から助成の対象とならない場合があります。

4 WAM助成の対象となる事業の実施期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(注)この助成金を受けて行う事業は、この実施期間内に終了する必要があります。
また、助成事業に係る経費の支払いもこの期間内に終了する必要があります。

5 WAM助成の応募の方法など



独立行政法人 福祉医療機構

(1) 要望書（添付資料）、要望額調書の作成

①WAMホームページ (<http://hp.wam.go.jp/>) の右上にある“バナー”をクリックしてください。

②助成事業要望書 モデル事業（添付資料）、要望額調書及び関係書類の各様式をダウンロードし、平成29年度社会福祉振興助成事業要望書 モデル事業（添付資料）、要望額調書を作成してください。

（注）「事業内容編（Wordファイル）」と「事業費編（Excelファイル）」の2種類を作成



ここをクリック！

(2) WAMホームページからエントリー

①平成29年度社会福祉振興助成金要望書入力フォーム（モデル事業）に必要事項を入力してください。

<http://hp.wam.go.jp/jyosei/h29model/tabid/2505/Defalt.aspx>

②正確に入力されているかを確認後、送信ボタンを押してエントリーしてください。

③エントリーした書式を印刷し、印鑑登録をした印（法人格のない団体の場合は代表者個人の印鑑登録した印）を押印してください。

(3) 応募書類の提出

次の書類一式を、機構NPOリソースセンターへご郵送ください。

- ・（1）で作成した要望書（添付資料）、要望額調書
- ・（2）でエントリーした書式（押印した原本）
- ・反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書
- ・下記添付書類

① 定款、寄付行為又は運営規約等 ② 応募時における最新の予算書 ③ 応募時における最新の決算書
④ 法人登記簿（「登記事項証明書」）の写し（任意団体は除きます） （法人は貸借対照表も必須）
※いずれも応募の時点で理事会等の承認済みの書類のうち、最新のものとしてください。

《提出期限》平成29年2月3日（金）※書類必着

（注）応募開始前および締切り後の受付は一切いたしませんのでご注意ください。

＜問合せ先・郵送先＞

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル9階
独立行政法人福祉医療機構 NPOリソースセンター NPO支援課
TEL03-3438-4756 FAX03-3438-0218



(4) 選定方法とその結果の通知

選定結果については、平成29年4月上旬を目途にWAMホームページ等で公開します。

なお、選定結果に関するお問い合わせ等にはお答えできませんので、予めご了承ください。

助成対象事業の選定は、外部有識者からなる「社会福祉振興助成事業審査・評価委員会」で審査します。

＜助成にあたっての注意事項＞

- （1）助成事業の会計は、他の会計と確実に区分する必要があります。そのため、助成金専用口座の開設、帳簿の作成（当機構指定のエクセル形式）により会計管理をしてください。また、助成対象経費にかかる証拠書類（帳簿類、領収書、振込書等）は助成事業完了後7年間の保管義務があります。
- （2）助成対象事業の広報等で使用するちらし、ポスター、パンフレット、看板、垂れ幕などの制作物、ホームページ等その他の広報媒体、成果を取りまとめた報告書等の成果物には、「独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業」の助成表示を必ず明記していただきます。
- （3）助成対象事業において研修会、講習会、シンポジウム、展覧会、スポーツ大会などを実施される場合には、助成対象事業の成果や改善点の確認のため、助成対象事業に参加された方々（利用者）へのアンケート調査を実施していただきます。
- （4）助成事業終了後、4月末までに、機構所定様式による事業完了報告書、助成事業の経費にかかる領収書（写）、自己評価書の提出が必要になります。
- （5）助成事業終了後、助成事業にかかる評価を行います。複数年にわたりヒアリングやアンケート調査を実施しますので対応していただくことが必須となります。

＜留意事項＞

- （1）この助成金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び関係する規程等が適用されます。なお、不正な手段により助成金の交付を受けた場合、又は他の用途へ使用した場合は、刑事罰が課せられることがあります。
- （2）助成対象事業として採択された際には、機構が定めた助成金に関する規程等を遵守していただきます。規程等に反する行為があった場合、助成金の返還請求等を行うことがあります。また、助成の決定を取り消した場合、取り消した部分に加算金をえた金額を返還していただくとともに、決定を取り消した翌年度以降5年間は、助成の要望を受け付けません。
- （3）他の助成機関の助成等を受けて事業を実施することとなった場合は、採択後であっても機構の助成金を利用する資格を失います。
- （4）助成対象事業について、機構の監査及び会計検査院の検査の対象になります。また、助成期間中に進捗確認調査等を行い、適切な事業実施のための助言・指導を行います。
- （5）ご提出いただいた書類は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、情報公開の対象となります。
- （6）ご提出いただいた顧客情報及びお客様の情報は、社会福祉振興助成事業業務及びこれに附帯する業務並びに以下の業務の実施に必要な範囲内で適正に利用いたします。
 - ・郵送等による機構が提供するサービスのご案内
 - ・市場調査、データ分析及びアンケートの実施等によるサービスの研究及び開発のためまた、機構業務の中でお客さまサービスの向上のために使用することがあります。

※顧客情報及び業務上知り得たお客様の情報については、漏洩防止に努めて適切に管理し、機構が定める期間経過後に焼却等により廃棄します。